

様式第 11 号

建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る手数料計算書

1. 認定申請の別

認定申請の別	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（法第 29 条第 1 項）	☐
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請（法第 31 条第 1 項）	☐
軽微な変更に関する証明書の交付（省令第 23 条）	☐

2. 手数料計算

申請の区分				適合証等	評価方法	手数料金額
1	一戸建ての住宅		1 戸	☐ 有・ ☐ 無	☐ 性能基準	円
					☐ 仕様基準	
2	一戸建て住宅 以外 の 住 宅 (共同住宅等 ・複合建築物)	住戸数	戸	☐ 有・ ☐ 無	☐ 性能基準	円
					☐ 仕様基準	
3		住宅部分の 共用部分	㎡		☐ 標準入力法	円
					☐ 評価しない	
4	非住宅部分	㎡	☐ 標準入力法等		円	
			☐ モデル建物法			
5	その他の建築物（非住宅）		㎡	☐ 有・ ☐ 無	☐ 標準入力法等	円
					☐ モデル建物法	
6	確認申請手数料（同時申請がある場合）					円
手数料金額 計						円

（注意）

1. 認定申請の別

認定申請の別に応じてチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

2. 手数料計算

- ① 次に掲げるいずれかの書面を添付した場合にあっては、「適合証等」の「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。添付をしない場合にあっては、「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
 - (1) 焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）別表第91号の市長が定める機関が交付した、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面
 - ・取扱要領第16各号に規定する書面
- ② 「適合証等」の無のチェックボックスに、「✓」マークを入れた場合にあっては、該当する評価方法のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ③ 住宅部分の共用部分の面積については、共用部分の一次エネルギー消費量を算出した場合にのみ記入してください。
- ④ 住宅部分全体を仕様基準で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。
- ⑤ 非住宅部分全体をモデル建物法で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。